

社会资本整備審議会 道路分科会 関東地方小委員会運営規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「社会资本整備審議会道路分科会運営規則」(平成22年8月3日道路分科会長決定)に基づいて関東地方整備局(以下「整備局等」という。)に設置する地方小委員会(以下「小委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関する必要な事項を定めるものである。

(小委員会の事務)

第2条 小委員会は、社会资本整備審議会道路分科会長(以下「分科会長」という。)の指名に基づき、以下の事務を行う。

- 1 直轄事業の事業評価など地方における道路事業の効率的な実施に関し、整備局等からの報告を受けること。
- 2 整備局等の報告に対し意見がある場合には、分科会長に対してその具申を行うこと。

(小委員会の委員及び組織)

第3条 小委員会に属すべき委員等(社会资本整備審議会令(平成十二年六月七日政令第二百九十九号)第4条第5項の「委員等」という。以下同じ。)は、道路分科会に属する委員等のうちから、道路分科会長が指名する。

- 2 委員等は、10名以内で組織する。
- 3 委員等の任期は、2年とする。
- 4 委員等は、再任されることができるが、最長6年を限度とする。

(会議の成立条件)

第4条 会議は委員等の三分の一以上の出席がなければ開催することができない。

(審議過程の透明性の確保)

第5条 小委員会における審議過程の透明性の確保を図るため、委員等の氏名、会議の開催についてはあらかじめ公表するものとする。

- 2 小委員会の審議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、個人情報等を一時的に取り扱う場合等、委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。なお、委員等は非公開の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、事業の関係者に対し、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。
- 4 小委員会の会議に提出された資料等については、会議終了後、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが、適切でない資料等については、公表しないものとする。

(小委員会の庶務)

第6条 小委員会の庶務は、整備局等の道路部路政課において処理する。

(要領の改正)

第7条 委員会を運営していく上で必要となる事項が発生した場合等においては、委員長の判断により、会議を招集し運営規則を改正することができる。

附 則

この規則は、平成22年12月2日から施行する。